

八千代町婚活イベント開催支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、少子化、人口減少が進展する中、活力ある地域づくりを進めるため、男女の出会いの場を広く提供する事業を実施する者に対し、八千代町婚活イベント開催支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、八千代町補助金等交付規則（昭和43年規則第13号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助の対象となる団体は、次の各号のいずれかに該当する団体とする。

- (1) 町内に活動拠点を置き、地域の活性化や地域振興に係る活動を実践している任意の団体
- (2) 産業振興や地域振興を目的に設立された公益団体
- (3) 結婚活動を促進するために組織された団体または実行委員会
- (4) その他前条に定める事業を効果的に実施することができると町長が認める団体

2 前項の規定に関わらず、宗教活動、政治活動又は選挙活動を目的とする団体、又は公益を害するおそれのある団体等については、補助対象としない。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、結婚の促進を目的とし、独身男女に健全な出会いの場を提供するイベントや交流会、セミナー等の事業とし、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 参加者は男女とも独身かつ20歳以上であること。
- (2) 参加者の総数は10人以上で、参加者に必ず町内在住者を含むこと。
- (3) 参加料を徴収する場合は、適正な水準の参加料が設定されていること。

(補助金対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、前条に規定する事業の実施に必要な経費とし、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、前条の規定による補助対象経費の全額とし、予算の範囲内で補助するものとする。ただし、1事業につき参加者が10人以上30人未満の場合は3万円、参加者が30人以上の場合は5万円を上限とし、千円未満の端数は切り捨てとする。

(補助金交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体の代表者（以下「申請者」という。）は、八千代町婚活イベント開催支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に申請するものとする。

- (1) 団体概要調書（別紙1）
- (2) 事業計画書（別紙2）
- (3) 収支予算書（別紙3）

2 交付申請書の提出は、事業を実施する14日前までとする。

(補助金交付決定)

第7条 町長は、前条の交付申請があったときは、これを審査し、交付の可否を決定し、八千代町婚活イベント開催支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者へ通知するものとする。

(交付申請の変更及び取下げ)

第8条 前条の規定による補助金交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が事業の内容を変更若しくは取り下げようとする場合は、町長に事前に協議しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、その事業が完了したときは、八千代町婚活イベント開催支援事業補助金実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、町長に報告するものとする。

- (1) 事業報告書（別紙4）
- (2) 収支決算書（別紙5）

(補助金額の確定)

第10条 町長は、実績報告書が提出されたときは、これを審査し、事業が適正に完了したことを確認したときは、八千代町婚活イベント開催支援事業補助金確定通知書（様式第4号）により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条の規定による確定通知を受けた補助事業者は、八千代町婚活イベント開催支援事業補助金請求書（様式第5号）により町長に請求するものとする。

(交付決定の取り消し及び補助金の返還)

第12条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助事業の内容を無断で変更したとき。
 - (2) 偽り又は不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。

(失効)

- 2 この訓令は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第4条関係）

経費区分	内 容
報償費	司会、講師等（参加者を除く）に対する謝礼等
旅費	司会、講師等（参加者を除く）に係る旅費等
消耗品費	事務用品代等（賞品、景品等は除く）
燃料費	事業に使用するバス等の燃料代等
印刷製本費	チラシ・ポスター等の印刷代、コピー代等
保険料	損害保険料等
委託料	会場設営等の委託料等
使用料及び賃借料	会場使用料、車両・音響機器等の借上料等
その他	町長が必要と認める経費